平成２９年（フ）第８号
埼玉県羽生市大字上岩瀬894番地５、旧住所埼玉県羽生市南５丁目15番地23　鈴栄第２２階１号室
債務者　本多友里恵
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第４７６号
相模原市中央区矢部新町１番８－201号
債務者　松本純一郎
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２号
相模原市中央区富士見４丁目９番８号　ロッシェル富士見Ⅱ　２－107
債務者　三浦　　新
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３号
相模原市中央区上溝６丁目15番６号
債務者　河野　雄峰
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５号
相模原市緑区相原１丁目12番14号　北相ハイツＢ101
債務者　内藤　正徳（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第７号
相模原市南区相武台３丁目１番48号
債務者　後藤　良二
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第６７号
愛知県半田市住吉町４丁目121番地の５
債務者　加藤　　樹
法定代理人親権者母　加藤　由美
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２６号
鹿児島県鹿屋市川西町3924番地５　ラフィーネ川西105号、申立時の住所鹿児島県霧島市国分中央１丁目24番８－406号　ピアハイツ
債務者　牧田　淳一
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１３４号
鹿児島県姶良市永池町５番地23　篠田アパート102号
債務者　垂脇　文男
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１３５号
鹿児島県姶良市下名916番地１
債務者　砂川　浩美（旧姓米川）
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
札幌市北区篠路８条７丁目４番20－313号
債務者　定免　幸恵
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４７号
札幌市北区新琴似12条10丁目１番12号
債務者　阿部　博文
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８５号
札幌市手稲区曙５条３丁目22番14号　エスポワール２ｎｄ－201号
債務者　白澤　　徹
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８９号
札幌市白石区本通18丁目北３番73号　第２新栄ハイツ105号
債務者　酒井　幸司
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９４号
札幌市南区真駒内南町４丁目２番５－708号
債務者　河橋　　充
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３５３号
岩手県二戸市石切所字川原６番地２　コーポ諏訪１号
債務者　山屋　有加
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４号
岩手県滝沢市鵜飼笹森１番地72
債務者　野村あえ子
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部